

## 秋田わか杉国体北秋田市市民運動推進協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、秋田わか杉国体北秋田市市民運動推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 秋田わか杉国体北秋田市市民運動（以下「市民運動」という。）は、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に国体に参加する気運を高めるとともに、全国から集う大会参加者等を心温かく迎え、「秋田わか杉国体」を市民の総力を結集した思い出に残る大会とすることを目的とする。

### (事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民運動実践の啓発に関すること。
- (2) 市民運動の実践活動の推進に関すること。
- (3) 各種ボランティア団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (構 成)

第4条 推進協議会は、第2条の目的に賛同する機関及び団体（以下「構成団体」という。）等の代表者で構成する。

### (役 員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- 2 会長は、総会において委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから総会の同意を得て会長が指名する。
- 4 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

### (任 期)

第6条 役員及び委員の任期は、本規約第3条の事業の目的が達成されたときまでとする。ただし、役員又は委員が委嘱時におけるそれぞれの所属機関または団体を離れた

ときは、その時点で役員及び委員の職を失うものとする。この場合において、当該役員又は委員の委員としての残任期間はその後任者が務めるものとする。

( 総 会 )

第7条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 市民運動推進に係る基本的事項に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事項。

2 総会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 事務局 )

第8条 推進協議会の事務局は、秋田わか杉国体北秋田市実行委員会事務局内に置く。

( 補 則 )

第9条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年12月26日から施行する。